

令和3年度 第1回 清瀬市環境審議会 議事録

令和3年11月15日(月)
午前10時～11時50分
清瀬市役所 会議室1-1

会長 開会の宣言

事務局 資料確認

新任委員紹介

新任委員挨拶

市民環境部長挨拶

事務局 今回の審議会は、清瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく令和2年度の清瀬市の温室効果ガス排出状況と、令和元年度から令和3年度を計画期間とする第二次清瀬市環境基本計画実行計画の、令和2年度の実施状況が主な内容になります。したがって事務局からの説明後、委員の皆様には、ご意見・ご感想などを頂ければと考えております。

会長 それでは2議題の(1)令和2年度清瀬市温室効果ガス排出量調査結果について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、資料1をご覧ください。本調査は、平成28年度に策定した「清瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、本市が令和2年度に清瀬市の活動全体で排出した温室効果ガスの排出量の総計を把

握するものとなります。

この計画では、平成 27 年度の本市の温室効果ガス排出量の総量を基準とし、平成 29 年度から令和 3 年度の 5 カ年で、温室効果ガス排出量を 14.8%削減することを目標としており、具体的には基準年度である平成 27 年度の排出量 4,035t-CO₂ を令和 3 年度までの間に 3,436t-CO₂ まで削減することを目標としています。

続いて【調査の概要】について説明します。まず調査の対象ですが、これは市の全事務事業となります。調査対象年度は令和 2 年度で、調査対象ガスは、一般的に温室効果ガスとして把握されている、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類としています。

調査結果については、参考として資料 2 と資料 3 の集計表をご覧ください。対象施設は、温室効果ガスを排出する活動をしている全部署・施設で、電気・ガスの使用や、公用車を所有する施設・部署すべてを対象としています。

これら対象施設の電気、都市ガス、灯油、プロパンガス、ガソリンの使用量、公用車の走行距離などを、「活動量」とし、この活動量に温室効果ガス排出量に換算するための「排出係数」をかけ合わせて、温室効果ガス排出量を算出します。こうして算出された全施設・部署の排出量の総量が、令和 2 年度の温室効果ガス排出総量となります。

資料 1 にもどりまして、2 ページ目の【調査結果】についてですが、まず令和 2 年度の総排出量は、3,104t-CO₂ となりました。これは、前年度の数値である 3,423t-CO₂ と比較して、9.3%の減となっています。

目標値との比較を見ますと、目標年度まで均等に排出量を削減すると仮定した場合、令和 2 年度の目標値は 3,536 t-CO₂ となり、実績が目標値を

下回り、なおかつ計画期間最終年度である令和 3 年度の目標値 3,436t-CO₂ をさらに 332t-CO₂ 下回る結果となりました。

続いて 3 ページの要因別排出量を見ますと、排出量のほとんどが二酸化炭素由来のものであり、そのうち電気の占める割合が最も高く、次に都市ガスの割合が大きく占めている事は例年と変わりありませんが、電気を要因とした排出量が年々減少するにつれ、他の要因の構成比が相対的に大きくなっています。

続きまして、4 ページの施設別電力活動量と調達先の状況についてですが、こちらの表には排出量の多い主な施設の活動量と電力の調達先を記載しています。

排出量の多い施設のうち大半がすでに新電力への移行をしているのが分かります。

次に 5 ページの対象施設全体の活動量からみた調達先の移行状況についてです。全ての対象施設の電力活動量を調達先別で見ると、全体の活動量の合計が前年度比で 9.1%減っているのに対し、東京電力から調達した電力は 12.4%減っています。また、電力の活動量全体に対する構成比で見ても、新電力からの調達率 69.83%から 70.95%に増加しており、新電力からの調達率が増えていることが分かります。

次に、6 ページでは温暖化ガス排出量の減少率が大きかった施設について、主な減少理由を示しています。ここに挙げられた施設には運動施設や集会所、宿泊施設などの新型コロナウイルス感染拡大の影響により利用者が減少した施設や施設の利用を中止した施設が多く見られます。

最後に、本年度の調査結果を踏まえた今後の展望と課題についてです。

清瀬市の事務事業における温室効果ガス排出量は、ここ数年減少して来たところですが、令和2年度の実績では特に減少幅が大きく、目標値を大きく下回る結果となりました。

その大きな要因は新型コロナウイルス感染拡大防止の為、施設の一時閉鎖や利用時間の短縮を行った施設が多くあり、活動量自体が大きく減った事であると考えられます。ただし、この活動量の減少は一時的なものであり、社会情勢が回復した際には再び活動量が増加するものと思われま

す。また、温暖化ガス排出量の増減に大きな影響を及ぼす電力の調達先の選定について、排出係数の小さい新電力への移行もわずかに進んでいますが、未だ移行をしていない施設も多くあり、今後も強く移行を進めていく必要があります。

現在の清瀬市地球温暖化対策実行計画では、令和3年度までの排出量について目標を掲げており、既にこの計画の最終目標値に達している状況ではありますが、特に令和2年度の調査結果では、新型コロナ感染拡大の影響により活動量が減っている状況があり、今後の動向等には注視する必要があります。

また、令和4年度からの次期実行計画では、2050年までに排出量を実質ゼロにするとの国の目標を視野にいれた目標設定が必要であると考え、その目標を達成する為の取組を示し進めていく必要があると考えております。説明は以上です。

会長 　ただ今の説明について、何かご質問等ございますか。

（ 質問等 無し ）

会長 　それでは、続きまして（2）「第二次清瀬市環境基本計画実行計画の実施状況について」です。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 　第二次清瀬市環境基本計画実行計画実施状況についてご説明いたします。まず、第二次清瀬市環境基本計画実行計画ですが、これは平成28年3月に策定した第二次清瀬市環境基本計画の中に挙げられた基本的施策及び基本目標の達成のための方策となる事業を定めるものです。実行計画の計画年度は令和元年度から令和3年度までの3か年で、今回報告する令和2年度は3か年計画の2年目となります。この実行計画はPDCAサイクルによる進行管理を行うこととなっております。計画の達成状況、社会状況の変化、基本計画の改定などにあわせ、事業内容を必要に応じて見直すことから、年度ごとの達成状況を確認し、それに基づき次期実行計画策定の参考とするものです。

　では、資料4「第二次清瀬市環境基本計画実行計画実施状況」をご覧ください。まず、令和2年度の計画の達成状況についてですが、計画された取組数54のうち、数値目標を達成できなかったものが14事業ありますが、目標を達成した39事業と番号23の取組実施予定年度ではない1事業を含めて計画の達成率は74%となっております。

　それではここで未達成となった事業について順次説明をして参ります。まず、番号4「省エネルギー機器の導入支援」についてですが、これは市

内の住宅に太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファーム）を設置した際の費用についての助成制度の支給件数の目標を年間60件としているところ、44件の実績となり未達成となっているものです。この助成制度では年度予算額内での助成を行っており、予算残額が無くなった時点で申込を締め切り、受付出来なかった申請については翌年度に受け付ける事としています。令和2年度では予算額425万円に対して執行額は420万5千円でほぼ全額の執行状況となっていますが、助成件数が目標の60件に達していない為に達成状況は未達成としています。今後、計画の目標値を達成するには、予算の増額もしくは、助成額の見直しなどが必要であると考えます。

次に番号6の「1人1日当たりの家庭ごみの排出量」ですが、この施策では市民が出すごみの量について数値目標をかかげたもので、令和2年度の目標値を市民1人が1日に出す量を404グラムまでとしているところ、実績では425グラムと目標値を上回ったため未達成としたものです。家庭ごみの戸別収集が始まるなど、ごみ減量へ向けての好転材料もある中ですが、コロナ禍で在宅時間が増えるなどの影響があったと考えられます。

今後も生ごみのひと絞り運動などの啓発活動を継続していき、目標値達成へ向けた対策を続ける必要があると考えます。

次に番号9の「資源化率の向上」ですが、この施策は市が収集する一般廃棄物のうち、ごみの総量から資源ごみとして収集した量の割合を「資源化率」とし、その目標値を立てているものです。令和2年度では、目標値の29.9%に対して実績値が27.37%と下回っているため未達成としています。資源物の収集量の増加を図る事とごみから資源へのごみ全体の排

出量を減量する事で資源化率は向上するため、今後の対策としては番号6で挙げたごみ減量に向けた対策と併せて、ごみ分別の徹底を図る事が必要であると考えます。

次に番号14の「親水スポットの整備」と番号15の「水辺の親水整備」です。この両施策の取り組み内容は、河川や周辺を整備する事で多様な生物が生息できる環境や、安らぎのある水辺空間を創出するもので、令和2年度の計画内容では清瀬橋付近の河川敷を利用した公園整備を進めるとしていましたが、東京都による基盤整備工事の完了予定時期が令和4年2月となったため、公園整備の実施時期が令和4年度以降に実施予定となり、達成状況を未達成としています。今後は都による基盤整備工事完了後に公園整備を進めることとしています。

次に番号18の「生け垣助成」ですが、これは宅地の緑化推進を図る為の事業で、市民が宅地内に生け垣を設置した際に設置費の一部を助成するものです。目標値では年間助成件数を5件としたところ、実績は2件だったため未達成としています。生け垣の設置に伴う維持管理の負担が申請件数が伸びない要因となっていると考えられます。

次に番号33の「市民、事業者に移動手段の転換を推進」です。取組の内容としては、市民や事業者へ自動車の使用を控え徒歩や自転車での移動や、公共交通機関の利用を促すものですが、令和2年度中はコロナ禍により人の移動が制限され、在宅ワークの推奨などもあった中で、公共交通機関の利用促進を図る事は行わなかった為、計画の達成状況としては「未達成」としています。

次に番号38の「地域の美化活動の推進」ですが、市民ボランティアや地域の自治会の協力を得て実施している市内一斉清掃が、新型コロナウィ

ルス感染拡大防止の為に中止となり、取組の達成状況を「未達成」として
います。

次に番号 43 の「歩道のバリアフリー化」ですが、これは既存の道路を
改修などする際に歩道の段差を解消するなどのバリアフリー化をするも
ので、令和 2 年度の計画では市道 0210 号線整備の実施設計を行うとして
いたところ、着手していないため未達成としています。この事業について
は今後順次実施していく予定となっております。

次に番号 44 番の「自主防災組織の拡充」ですが、取組内容としては自
治会やマンションの管理組合等へ自主防災組織への登録を促すもので
す。令和 2 年度の計画では登録団体数を 24 団体としていたところ、実績では
17 団体にとどまり「未達成」としてしています。

次に番号 47 の「5 R 講座の開催」です。この取り組みでは、年齢を問
わず環境学習を行う場としてごみ処理施設の見学会や、地域住民への出
前講座を毎年行っておりますが、いずれの事業もコロナ禍により中止と
なっており、取組の達成状況を「未達成」としてしています。

次に番号 48 の「外部人材団体、施設等の活用・連携の推進」です。こ
の取り組みでは、柳泉園などのゴミ処理施設の協力のもと、市内小学校の
社会科学習の場として施設への見学を行っていますが、コロナ禍の影響
で中止となっており、取組の達成状況を「未達成」としてしています。

次に番号 50 番の「環境学習の推進」と番号 52 番の「きよせの環境・川
まつりの開催」ですが、この取り組みでは広く市民に環境学習の機会を持
ってもらえるように、ボランティア団体などの協力のもとで「きよせの環
境・川まつり」を開催し、市民が環境について考える機会を設けると共に、
環境保全の主役は自分たちである事を市民や事業者に認識してもらう為

の啓発活動をしていましたが、こちらもコロナ禍の影響で中止となっており、いずれの取組も達成状況を「未達成」としています。

計画の達成状況が未達成となった事業についての説明は以上です。

会長 (2) 「第二次清瀬市環境基本計画実行計画実施状況について」に関して委員の皆様から何かございますか。

委員 6番の「1人1日当たりの家庭ごみの排出量」ですが、これは生ごみですか？総量ですか？

事務局 家庭ごみの総量です。可燃・不燃・資源・容器プラスチックなど全て含みます。

委員 コンポスト購入などへの補助金は現在もしているか。

事務局 生ごみ処理機への補助を行ってます。

委員 ごみの減量策としてひとしぼり運動などを挙げているが、より広く市民への周知が必要だと思う。特に子ども達に分別などについての知識を広める事が効果的だと思う。

事務局 令和元年度までは、小学4年生を対象に資源循環についての出前授業を行っていましたが、令和2年度はコロナ禍の影響で実施できなかった状況であります。今後はまた実施していく事を考えております。

委員 生け垣助成についてですが、生け垣を作るには広い敷地が必要で、設置出来る住宅が限られてしまう。例えば住宅の塀を低くする事で、敷地内に花などを植えるようになり、そこにミツバチが蜜を取りに来たりする事もあると思う。

委員 42番の「コミュニティバス『きよバス』の運行体制等を検討する」について、秋津駅から市役所へ行く場合、清瀬駅を経由する必要があり不便である。それと利用者の乗車が多い時間帯だけでも運行本数を増やさないと利便性が悪い。

委員 4番の「省エネルギー機器の導入支援」について、太陽光発電システムへの助成ですが、予算額に達した後の申請希望件数はどのくらいでしょうか。

事務局 受付を締め切った後の希望件数については、電話でのお問合せが数件ある程度ですが、制度の仕組みとして、受付期間を過ぎたケースについても次年度に受け付け出来るようになっています。

委員 一件あたり10万円の補助だとすると当初予算額では不足する事になるので、予算額からの見直しが必要だと思います。

委員 34番の「化学物質の適切な管理の規制・指導」ですが、化学物質の使用量については都の条例で義務付けされているが、安全対策については

具体的な対応策についての報告はあるのか。

事務局 安全対策については、報告内容に含まれていないので把握出来ておりません。

委員 51 番の「空間放射線量などの定期計測」ですが、空間放射線量について市民からの問い合わせはここ最近でありますか。

事務局 ここ最近は無いです。

委員 震災から 10 年経過しており、おそらく市民の放射線量への関心が薄れて来ているのかと思います。生活スタイルも変わって来ているでしょうから、震災から 10 年を機に他の自治体の状況も見ながら次期計画での内容を考えた方が良いと思います。

委員 6 番の「1 人 1 日当たりの家庭ごみの排出量」ですが、令和元年度の実績はどうだったでしょうか。また、近年の状況はどのようになっていますか。

事務局 令和元年度の目標値が 409 グラムだったのに対して、家庭ごみの排出が 417 グラムでした。平成 30 年度では、計画目標が 415 グラムに対して実績が 413 グラムとなっております。平成 30 年度までは排出量が減って来ていましたが、令和元年度では消費税増税前の物品の駆け込み購入などと令和 2 年度ではコロナ禍での在宅時間の増加などの排出要因が増え

た為にごみの量が増えたものと考えています。

委員　もともと下がっていた所に増加要因が発生した為に上がっている状態で、今後も場合によってはまた上がる事も考えられるという事ですね。

事務局　はい、そうです。今後も社会情勢等の注視をしていきたいと考えております。

委員　樹木の選定や草木を刈った時に出たごみは堆肥化して再利用しているが、どうしてもごみとして出てしまうものについてはごみとして焼却してもらっている。以前は家庭で出た樹木の枝や葉の収集は、集積所で一括して回収していたが、今は環境課へ連絡をしないと回収してくれなくなっているの、出す側からすれば手間が掛かり出しづらくなっている。以前のように集積所での回収に戻せないものか。

事務局　樹木の枝などについては、資源化施設へ搬入して資源化を図っているが、資源にするには毒性のある樹木などを取り除かなければなりません。戸別での回収では、そのような説明を直接する事が出来るので、資源化へ向けて取り組む事が容易に出来ております。

委員　剪定で出た枝などは、出来るだけチップにして再利用をし、CO2 をなるべく出さないようしてもらえれば良いと思う。

委員 1 番の「省エネルギーについての情報提供」についてですが、家庭内での LED 化などちょっとした事でも電気代が大きく変わるような事もある、省エネルギーについての周知をより強く発信したら良いと思う。

委員 各施策の中には市民の協力を求める内容のものがある。市が行うべき内容の施策と市民の協力を必要とする施策について、それぞれの中で重点的に進めるべき施策を定めて次期計画の中に盛り込めれば良いと思う。

委員 43 番の「歩道のバリアフリー化」ですが、歩道上にある電柱を歩道に面した敷地へ移設するように敷地の所有者へ働き掛ける事は出来ないか。

事務局 歩道の管理については担当課へ確認する必要があります。ご意見があった旨は担当課へ伝えます。

委員 41 番の「自転車が安全に移動しやすい環境整備」ですが、現在ある車道に自転車ナビラインを設置しても車道が狭ければ自転車は歩道を通らざるを得ない訳で、ナビラインを設置しただけでは問題の解決にはなっていないと思う。次期計画では解決に向けた施策が盛り込まれると良いと思う。

委員 東村山警察署によると、自転車ナビラインを設置する事で、車のドライバーへの警告効果はある程度あるとのことでしたが、道路や歩道の状態によってはナビラインに従う事が必ずしも安全とは限らないので、自転車に乗る側、歩行者、車のドライバーそれぞれが気を付ける他は無いのかなと思う。

委員 清瀬市の市有林の維持管理について、現状では市のみによる維持管理は難しい状況で、ボランティア団体の協力のもとに成り立っているのが現状だが、ボランティアも高齢化が進んでいて活動に参加出来る人数も減って来ていて、今後は他の市民の協力も必要だと思われる。清瀬の雑木林の中には非常に貴重な植物も自生している。一般市民を巻き込む形での支援をしてもらえるとありがたい。

委員 市がもっと積極的に市民活動へ関わる事で、若い世代の参加を促す事も出来ると思う。

委員 河川の整備について、護岸工事をする際に治水を優先してブロックを敷き詰めて覆土を無くす事で多くの生き物が住めない環境になってしまう、河川敷の緑は様々な生き物が生息する場所でもあり、CO2削減にも役に立ちます。生き物の多様性が保たれる状況なのか、ぜひ一度川の中を歩いて頂きたいと思います。

委員 都の河川担当では、洪水対策もしなければならず頭を悩ませていると聞いています。引き続き自然環境の保全についても担当へ伝えていきたいと思います。

委員 数年前に水再生センターの辺りで洪水があり、近隣の高齢者が車ごと流された事があると聞いた。治水と自然保護のバランスは生命の安全確保とのバランスだと思う。

委員 清柳橋の辺りで川幅が細くなっているのも原因だと思うが、柳瀬川がそういう状況なので、上流で合流する空堀川の水をもっとゆっくりと流す必要があると思う。遊水地を作って一時的に水を溜めるなど考えてもらいたい。

委員 激甚災害と言われる状況が起きている中では安全確保もなされなければならない。環境保護とのギリギリの線を詰めて行く事になると思う。

委員 まずは、市民が安心して歩ける川の環境を作って欲しい。

会長 それでは、沢山のご意見を頂きましたが、今後に策定する予定の次期計画ではこれらの意見が反映された内容になると良いと思います。

皆さん、他にはよろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

事務局 今後の環境審議会の開催についてですが、今年度は「地球温暖化対策実行計画」と、「環境基本計画実行計画」の次期計画を策定する事となっております。策定に当たりましては環境審議会において委員の皆様のご意見を頂きたいと考えております。現在、両計画の素案を作成しているところですが、委員の皆様からのご意見を頂くために、年度内にあと一回審議会を開催する予定です。開催時期については概ね2月頃と考えておりますが、日程が決まり次第委員の皆様へはお知らせをする予定ですのでよろしく願いいたします。

会長 それでは、閉会いたします。ありがとうございました。